

水没車登録規定

水没車両を生産業務にて商品化登録、及びお客様への部品販売を行うにあたり、下記の事項に基づき業務を行って下さい。

水没車両を商品化する時には下記の点に十分注意する事。

1. 水没車は一般的に、「室内フロア以上に浸水した、又は浸水の痕が複数確認出来る車」ですが、貨物等のフロア位置が高い場合は、電気系統や駆動系、懸架、エンジン等に支障が有る水位以上は全て水没車として登録して下さい。
2. 商品としては、外装部品がメインとなるわけですが、通常の美化作業以上に手間がかかる。袋状の骨格を持つ、ボンネット・トランク・バックドア・ドアに関しては、中の泥汚れ及び水分を除去する必要があり、トリム、SW、ハーネス、モーター&レギュレータなどの不具合になるものも全て取り外された状態での登録となる。ガラスに関しては、レギュレータとの取り付け部に金属がガラス側に使用されていないければ、各ガラス単品で登録可。
3. 基本的に「パネル自体を販売する」という考え方で、早急に生産し販売するという理由から、価格面でも考慮するのが望ましいと思われれます。
4. 車両の水位が確認で来る全体画像を添付して車体の中で一番高い場所まで水位が上がっている高さ(〇〇cm)を記載し状況確認が出来る様にする事。
5. 問題が無い部品を登録する場合にも形状欄の一番前に水没車両の部品であると言う表示として @ マークを入力すること。
6. 水位はレスキュー時や波やうねり等で 10 cm ~ 15 cm位高い位置まで水が被っている可能性が有る事を考慮してください。
7. 海水の水没車の場合、経年劣化による塩分腐食が進むので電気系の商品やアルミニウム等を使用している部品の商品化はお勧めしません。

水没車両商品定義

ボンネット

- ・ インシュレーターは取り外すこと。
- ・ 骨格内部の泥、砂等の汚れを落とし、海水の場合は十分に塩分を落とし切り、水分は取り除くこと。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

各ドア&バックドア&トランク

- ・ 部品毎に淡水か海水かを含めて、登録する部品の一番高い水位(〇〇cm)を備考欄に記載すること。
- ・ トリム位置まで水位が上がってなくても、カビ等が発生する恐れが有るので、トリムは全て取り外すこと。
- ・ パネル内部、ウェザーストリップ裏の泥、砂等の汚れを落とし、海水の場合は十分に塩分を落とし切り、水分は取り除くこと。
- ・ ハーネス、レギュレータモータ、SW、ドアロック、センサー等の内部電装部品は全て外して登録すること。
- ・ トリム、ガラス、電装品等の再使用に問題が無い部品を登録する場合にも一番前に水没車両の

【9. 水没車登録規定】

部品であると言う表示として @ マークを入力すること。

- ・ フロントの方へ
@マークが入っているトリム、ガラス、電装品、ドア、バックドア等の部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

レンズ類(バンパーに付く物も含む)

- ・ 水滴、泥、砂等が混入したランプ類の登録は禁止としますが、混入形跡が無くカプラ等に水位が達していないと確信できる場合で現車で点灯確認が出来る状況の場合は登録可とします。
- ・ ライトコントロールユニット等がユニットやエンジンルーム内に取り付けられている場合は十分に注意し、現車にて点灯確認が出来ない状況の場合は登録禁止とします。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

電装部品

- ・ エンジンルーム & 室内電装関係は水位が低くても、スキャンツール等でのチェックや動作確認が行えないもの、商品に水が被っていることが明確な場合は登録禁止とします。
但し、淡水水没車のラジエーター & コンデンサーは問題ないと思われませんが、目詰まりやファイン折れ等に十分な注意を払って洗浄、チェックをして登録すること。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

足廻り関係

- ・ ハーネス・ベアリング・シリンダーが付く物は、水位がカプラやベアリング、シリンダーに達していないことを十分に注意して確認をすること。
- ・ 海水の水没車の場合、経年劣化による塩分腐食が進むので電気系統やベアリング、ホイール等の商品化はお勧めしません。
- ・ メンバー・アーム類は骨格内の汚れを取り除くこと。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

エンジン

- ・ クランクシャフトの前後オイルシール下側部分付近まで水位が上がっているものや、オイルパン内に水が混入している場合、オイルと水が混じり合っていて白濁色に変化している場合は登録禁止。
- ・ エンジンのインテーク、エキゾースト内部に水が入っているものは、ウォーターハンマーの形跡に十分注意し、エンジン始動後オイルの数回の入れ替えを行い、完全に水分を取り除くこと。又、長期保存になることを考慮し、内部外部共に防錆処理を行う事。
(シールのあたる部分、テンショナー部分等も防錆は必ず行う)
- ・ 海水の水没車の場合、経年劣化による塩分腐食が進むので電気系統やアルミ等の部分に海水がかかっている場合の商品化はお勧めしません。
- ・ 但し、車種にはよりますがリビルトのコア用として各リビルトメーカーが購入を希望しておりますので、メーカーに問い合わせください。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

ミッション

- ・ オートマチックトランスミッション・CVT の商品登録はドライブシャフトやプロペラシャフトの接続位置まで水位が上がっている場合は登録禁止。

【9.水没車登録規定】

- ・ マニュアルトランスミッションの淡水水没車でミッションケース内に水の混入が無い場合のみセンターシャフト等の防水処理を完全に行い十分に注意して商品化すること。
但し、車種にはよりますがリビルトのコア用として各リビルトメーカーが購入を希望しておりますのでメーカーに問い合わせください。
- ・ フロントの方へ
@マークが入った部品はお客様へ説明をして承諾を得て販売をしてください。

作成2021年7月1日

【9. 水没車登録規定】